

しっかり睡眠をとれて いますか？

本府保健福祉課（保健衛生係） 電話 0994-22-3039

支所住民生活課 電話 0994-25-2511

平成18年度が始まり、大人も子供たちも生活や職場、学習の環境が大きく変わった方も多いのではないでしょうか？

環境の変化がストレスにならないよう、趣味や特技を活かした自分にぴったりの気分転換の方法をみつけておきたいものですね。今日は、睡眠をとるためのポイントを紹介します。



年金制度が変わります

本庁住民課 電話 0994-22-3039

支所住民生活課 電話 0994-25-2511

本人と配偶者の収入が一定以下の場合に、申請により国民年金保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。これらの制度の申請を行なわず、保険料が未納のままだと、不慮の事故等により障害が残つてしまつた場合に、障害基礎年金等を受けることができなくなります。

障害を持ちながら働いたことが評価される仕組みとして、平成18年度から、65歳以上の方は障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金の組み合わせについて併せて受給（併給）することができるようになります。

なお、併給を申請される場合は、選択申出書を提出していた

お問い合わせ・ご相談は

- ねんきんダイヤル（年金被保険者）
電話 0570-05-1165
 - ねんきんダイヤル（年金を受給している方）
電話 0570-07-1165
 - 鹿屋社会保険事務所
電話 0994-42-5121

